

令和7年度第7回坂戸市教育委員会会議議事録

1 開会及び閉会に関する事項

開会 令和7年11月4日（火）午前10時00分 太田教育長

閉会 令和7年11月4日（火）午前11時04分 太田教育長

2 開催場所

坂戸市役所201会議室

3 出席委員

1番 小川 一信（教育長職務代理者） 2番 蓼沼 康子

3番 松井 正樹 4番 毛利 陽子

5番 太田 正久（教育長）

4 議事参与者

教育部長 三田 耕治 教育部長 加藤 美帆

次長兼スポーツ推進課長 清水 智則 教育総務課長 鈴木 貴之

学校教育課長 市川 宗典 社会教育課長 菅野 規之

図書館長 小林 幸子 学校教育課副課長 佐藤 篤夫

学校教育課副課長 佐藤 美和子

書記 新井 武大 書記 森田 拓海

傍聴人 1名

5 会議の大要

教育長から、議案第19号は人事案件、議案第20号から議案第22号までは議会案件であるため、坂戸市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき、議事は非公開とし、議事録については、議案第20号から議案第22号までの議会案件に限り、議会終了後、公開することとした旨の発議があり、出席者全員が賛成し、議案第19号から議案第22号までは、議事を非公開とし、議事録については、議案第20号から議案第22号までの議会案件に限り、議会終了後、公開することに決定しました。

【日程第1 議事録の承認について】

＜前回の議事録は、全員異議なく原案のとおり承認されました。＞

（署名 11.4 教育長、松井委員、新井書記）

【日程第2 議事録署名委員の指名について】

教育長　　日程第2　議事録署名委員は、毛利委員を指名いたします。

【日程第3 報告事項について】

教育長　　日程第3　報告事項に移ります。今回、報告事項はございません。

【日程第4 議　事】

教育長　　日程第4　議事に入ります。

教育長　　これから審議する議案第19号から議案第22号までは、会議冒頭で決定したとおり、議事が非公開となりますので、坂戸市教育委員会傍聴規則第8条の規定により傍聴人の退席を求めます。

<傍聴人1名退場>

◎議案第19号　坂戸市教育委員会教育長の兼業について

<非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。>

教育長　　議事を進めます。議案第20号「坂戸市学校給食費の管理に関する条例の制定について」を議題とします。教育総務課長から提案理由の説明をお願いします。

教育総務課長　　議案第20号、坂戸市学校給食費の管理に関する条例の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長より意見を求められたので、適当と認め、市長に申入れしたいので、この案を提出するものであります。補足説明をさせていただきます。学校給食費の公会計化の実施に当たり、学校給食費徴収・管理に関するガイドラインを踏まえ、学校給食費の徴収及び管理に関し必要な事項を定めるものであります。以上でございます。

教育長　　御質疑・御意見がありましたら、お願いします。

教育長　　以上で質疑等を終結します。議案第20号「坂戸市学校給食費の管理に関する条例の制定について」は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長　　御異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

教育長　　議案第21号「令和7年度坂戸市一般会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

教育総務課長及び関係課長から提案理由の説明をお願いします。

教育総務課長　　議案第21号、令和7年度坂戸市一般会計補正予算（第3号）に

ついて、令和7年度坂戸市一般会計補正予算（第3号）の措置に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長より意見を求められたので、適當と認め、市長に申入れしたいので、此案を提出するものであります。

補足説明します。1ページお捲りいただき、令和7年度坂戸市一般会計補正予算（第3号）（案）【教育委員会関係】の4ページを御覧ください。4歳入歳出補正予算の総括表でございます。はじめに（1）歳入ですが、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目5教育費国庫補助金が、1億906万2千円の増額でございます。次に、（2）歳出につきましては、款10教育費の全体の補正額は、5億5,276万3千円の増額でございます。内容につきましては、次ページ以降の事項別明細書で各課長から御説明いたします。なお、歳出の中に、各課の職員配置数に合わせた給料等の補正が含まれておりますが、この補正につきましては市長部局の職員課所管となりますので、説明は省略させていただきます。それでは、はじめに教育総務課から御説明いたします。5ページをお願いいたします。歳入でございます。款14国庫支出金、項2国庫補助金、目5教育費国庫補助金、節1小学校費補助金の説明欄 学校施設環境改善交付金 8,549万6千円の増額につきましては、入西小学校校舎外壁等改修工事（補助率1/3）及び上谷小学校トイレバリアフリー化改修工事（補助率1/2）に係る国の補助金の受け入れを行おうとするものでございます。次に、その下、節2中学校費補助金の説明欄 学校施設環境改善交付金 2,356万6千円の増額につきましては、住吉中学校トイレ改修工事（補助率1/3）に係る国の補助金の受け入れを行おうとするものでございます。次に、6ページをお願いします。歳出でございます。上段、項1教育総務費、目2事務局費、節3職員手当等の説明欄 時間外勤務手当の78万7千円の増額につきましては、学校教育課に係る時間外勤務手当に不足が見込まれるため、増額補正をお願いするものでございます。次に7ページの上段、項2小学校費、目1学校管理費、節12委託料の説明欄 各種工事設計監理委託料の1,970万円の増額につきましては、入西小学校校舎外壁等改修工事監理業務委託、上谷小学校トイレバリアフリー化改修工事監理業務委託及び坂戸小学校外17校屋内運動場空調設備整備工事実施設計業務委託に要する経費を、その下、節14工事請負費の説明欄 施設整備工事の3億5,300万円の増額につきましては、入西小学校校舎外壁等改修工事及び上谷小学校トイレバリアフリー化改修工事に要する経費を措置するものでございます。次に下段、項3中学校費、目1学校管理費、節12委託料の説明欄 各種工事設計監理委託料の1,190万円の増額につきましては、住吉中学校トイレ改修工事監理業務委託及び坂戸小学校外17校屋

内運動場空調設備整備工事実施設計業務委託に要する経費を、その下、節14工事請負費の説明欄 施設整備工事の3億2,000万円の増額につきましては、住吉中学校トイレ改修工事に要する経費を措置するものでございます。次に、9ページ、項5保健体育費、目1保健体育総務費、節3職員手当等の説明欄 時間外勤務手当の137万1千円の増額につきましては、スポーツ推進課に係る時間外勤務手当に不足が見込まれるため、増額補正をお願いするものでございます。次に、項5保健体育費、目2学校給食費、節8旅費の説明欄 費用弁償の2万1千円の増額につきましては、会計年度任用職員の費用弁償（通勤手当）に不足が生じたことに伴い増額補正をお願いするものでございます。次に、節17備品購入費の説明欄 業務用備品の339万7千円の増額につきましては、大家小学校の牛乳保冷庫ほか、給食用備品の故障等により使用不可となったものの更新を行うものでございます。次に、節18負担金、補助及び交付金の4,966万5千円の増額につきましては、学校給食食材料費の物価高騰に伴い、4月分から10月分を小学校、中学校とも月600円、11月分から令和8年3月分を小学校、中学校ともさらに100円増額することにより、学校給食を安定して提供できるよう補助するための経費を予算措置しようとするものでございます。次に2ページにお戻りください。2 繰越明許費補正でございます。こちらにつきましては、先ほど事項別明細書で御説明いたしました12月補正で予算措置を行う小・中学校施設の工事が、工程上、年度内に完了することができないため、当該工事に係る予算を繰越明許費として設定するものでございます。項2小学校費、事業名：学校施設整備事業の繰越明許費補正額は、3億2,370万円で、入西小学校校舎外壁等改修工事分でございます。次に、その下、事業名：学校トイレ改修事業の繰越明許費補正額は、3,470万円で、上谷小学校トイレバリアフリー化改修工事分でございます。次に、その下、事業名：学校エアコン整備事業の繰越明許費補正額は、1,430万円で、坂戸小学校外17校屋内運動場空調設備整備工事実施設計業務委託分でございます。次に、その下、項3中学校費、事業名：学校トイレ改修事業の繰越明許費補正額は、3億2,330万円で、住吉中学校トイレ改修工事分でございます。次に、その下、項3中学校費、事業名：学校エアコン整備事業の繰越明許費補正額は、860万円で、坂戸小学校外17校屋内運動場空調設備整備工事実施設計業務委託分でございます。次に、3ページをお願いします。3 債務負担行為補正です。上から2段目、学校給食食材購入事業（令和7年度設定分）でございますが、令和8年度からの学校給食費公会計化の実施に伴い、令和8年度分の給食食材料の購入にあたり、令和8年3月上旬には4月分の給食食材の発注をかける必要があることから、債務負担行為補正を

行おうとするものでございます。また、学校給食用米につきましては、令和8年秋収穫予定の米を、令和8年11月から令和9年10月までの給食用として購入するため、令和8年作付け前に契約を締結するため、債務負担行為の補正を行おうとするものでございます。上から3段目、学校給食調理業務委託事業でございますが、令和8年3月末で三芳野小学校、千代田小学校、片柳小学校、南小学校、桜小学校、住吉中学校、浅羽野中学校、城山学園の給食調理業務委託の3年契約が満了となることから、引き続き、給食調理業務を委託するため債務負担行為の補正を行おうとするものでございます。令和7年度につきましては、契約を締結する準備期間でございまして、履行期間は令和8年度から令和10年度まで3年間、限度額は6億8,388万9千円でございます。教育総務課分は以上です。

学校教育課長　　学校教育課分について、御説明いたします。6ページをお願いいたします。歳出でございます。下段、項1教育総務費、目3教育センター費、節10需用費、説明欄　消耗品費　30万7千円につきましては、来年度中学校1年生に国語辞典を配付するにあたり、入学当初から使用できるよう今年度中に購入したいため、増額補正をお願いするものでございます。なお、今年度全中学生用に購入しました国語辞典が見込みよりも安価でありましたため、その残りの金額と今回補正した金額を合わせて購入するものでございます。7ページをお願いいたします。上段、項2小学校費、目1学校管理費、節10需用費、説明欄　光熱水費　362万2千円につきましては、都市ガス及び下水道料金の値上げに伴い増額補正をお願いするものでございます。下段、項3中学校費、目1学校管理費、節18負担金、補助及び交付金、説明欄　各種大会参加生徒交通費等補助金　102万5千円につきましては、中学校の部活動におきまして、全国大会等への出場者が見込みよりも多く、また、九州、沖縄という遠方での開催でありましたことから、予算額に不足が生じる見込みのため、増額補正をお願いするものでございます。次に、3ページにお戻りください。3債務負担行為補正でございます。1行目、水泳指導推進事業でございます。令和6年度から開始しました小中学校の水泳授業の民間委託でございますが、来年度の授業を円滑に進めたいため、債務負担行為の補正を行おうとするものでございます。令和7年度につきましては、契約を締結するための準備期間でございまして、履行期間は令和8年度の1年間、限度額は8,630万6千円でございます。学校教育課分は、以上でございます。

社会教育課長　　社会教育課分を説明いたします。8ページの上段をお願いします。項4社会教育費、目1社会教育総務費、節3職員手当等、説明欄1項目め時間外勤務手当ですが、各種団体の行事などが増加していること等で予算に不足が見込まれることから増額補正をお願いするものでございます。説

明は、以上になります。

図書館長　　項4社会教育費、目2図書館費、節3職員手当等、説明欄　時間外勤務手当につきましては、年度途中に職員の減員が生じた事から限られた人員体制の中で、各種事業等を円滑に進めるため、時間外勤務の見込みについて精査いたしましたが、予算に不足が見込まれることから増額補正をお願いするものでございます。

スポーツ推進課長　　9ページをお願いします。項5保健体育費、目1保健体育総務費、節18負担金、補助及び交付金、説明欄　各種体育大会出場費補助金であります、当初予算額に不足が見込まれますことから、増額補正をお願いするものでございます。次に目3体育施設費、節12委託料、説明欄　各種工事設計監理委託料、同じくその下、節14工事請負費、説明欄施設改修等工事につきましては、市民総合運動公園大体育室耐震補強等改修工事に係る内容でございますが、先月、一般競争入札の応札がありましたことから、令和7年度に前払金として支出が見込まれます委託料の3割相当額、工事請負費の4割相当額を残し減額するものでございます。1ページをお願いします。継続費補正でございます。ただ今申し上げました市民総合運動公園大体育室等耐震補強等事業に係る内容でございまして、総額は変わりませんが、令和7年度、令和8年度ともに年割額の支出が変わりますことから、補正をお願いするものでございます。

教育長　　御質疑、御意見がありましたら、お願いします。

松井委員　　教育総務課の内容中、トイレのバリアフリー化工事は、全校を対象に行うものですか。次に、トイレ改修工事の進捗状況について教えてください。また、体育館の空調整備については、いつ頃全校設置が終わるのか教えてください。

教育総務課長　　トイレ改修工事につきましては、学校が避難所としても使われる事から全校に展開していきます。工事の進捗状況につきましては、本年度、桜中学校で工事を予定しておりましたが、入札時に業者側の応札がなかったことから工事が流れてしましましたが、こちらも全校進めているところです。現在、小学校は、城山学園と入西小学校がまだですが、校舎の古い順に対応しているところです。中学校は、住吉中学校と若宮中学校がまだ残っています。全部のトイレが一斉にきれいになるわけではなく、子どもたちが一番使うところ、教室に近いトイレを改修していくということです。空調の関係につきましては、12月補正で実施設計の予算を要求し、夏過ぎ頃までに設計が終わればと見込んでおります。来年の9月議会で工事の補正が組めましたら、来年度中の設置は難しいですが、再来年度の夏前には順次稼働できるのではないかと考えています。最終的には、再来年度末に全校設置ができるようなスケジュールです。

- 教育長 ほかに御意見等ないようでしたら、以上で質疑等を終結します。
- 教育長 議案第21号「令和7年度坂戸市一般会計補正予算（第3号）について」は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。
- （異議なしの声）
- 教育長 御異議なしと認め、原案のとおり可決されました。
- 教育長 次に、議案第22号「工事請負契約の締結議案に係る申入れについて」を議題とします。スポーツ推進課長から提案理由の説明をお願いします。
- スポーツ推進課長 議案第22号、工事請負契約の締結議案に係る申入れについて、市民総合運動公園大体育室等耐震補強等工事（第一工区）請負契約の締結議案の作成に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長より意見を求められたので、適當と認め、市長に申入れしたいので、この案を提出するものであります。
- 補足説明をいたします。次のページをお願いします。12月議会へ上程する議案書でございます。1工事名及び2施工箇所につきましては、記載のとおりでございます。3請負金額につきましては、5億526万800円でございます。4請負業者につきましては、川越市神明町23番地15、株式会社シオノ工業に決定しました。次のページをお願いします。「工事概要」でございます。2工事内容につきましては、耐震補強工事、非構造部材耐震化工事、老朽化改修工事が主な内容です。耐震補強工事は、柱と柱の間にブレースと言われる鉄骨を入れて耐震補強をします。非構造部材耐震化工事は、天井やサッシ等の落下、転倒防止のため、金具等で補強するものです。老朽化改修工事は、大体育室の床面の全面張替え、トイレの和式便器を洋式化等に改修します。なお、内装等の改修工事は含まれておりません。契約期間につきましては、議決日から令和9年3月29日までとしました。次のページ以降につきましては、配置図、案内図及び工事の設計図面となっております。次ページをお願いします。今回の工事は、斜線が引いてあります、大体育室棟、格技棟が工事範囲であります。次のページ、1階平面図（改修図）をお願いします。第一工区と第二工区の表示がされておりますが、こちらが工区の区界であります。今後12月議会で議決後に現場作業に入りますが、概ね、年明けの1月4日から令和9年3月末までの約15か月間、大体育室、武道場が使えなくなります。これにつきましては、昨年度に利用団体に周知をしており、ホームページ等でもお知らせしております。また、来月12月には、改めて大体育室、武道場の利用団体を集めた調整会議を予定しており、こちらで工事内容等について周知を図りたいと考えています。以上でございます。
- 教育長 質疑・御意見がありましたら、お願いします。
- 教育長 御意見等ないようでしたら、以上で質疑等を終結します。

教育長 議案第22号、「工事請負契約の締結議案に係る申入れについて」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり可決されました。

教育長 非公開の議事が終わりましたので、傍聴の方に会場にお入りいただきます。

＜傍聴人1名入場＞

教育長 次に、議案第23号「令和6年度教育委員会に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

教育総務課長 議案第23号、令和6年度教育委員会に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、令和6年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価の結果について、報告書を作成し、市議会に報告したいので、この案を提出するものであります。補足説明をいたします。点検、評価につきましては、本年度で18回目となります。実施の趣旨等につきましては、1ページに記載のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、本年度は令和6年度分の事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価を実施したものです。本年度は6月20日、23日の2日間にわたりまして、志賀委員さんと市川委員さんのお二人に点検・評価を実施していただき、7月18日には報告書の内容を検討し、取りまとめをさせていただきました。評価の方法は、第7次坂戸市総合計画及び第2次坂戸市教育振興基本計画の令和6年度における18の事務事業を評価の対象といたしました。

第1段階といたしまして、事務事業評価シートにより、各課長等が事業の必要性、有効性、効率性、指標の達成度等から自己評価を行い、第2段階として評価委員による各所管とのヒアリングを経まして、事業ごとに御意見をいただきました。事務事業全体を通じて、評価委員さんからの主な意見といたしましては、概ね効率的に目標を達成しているとの評価をいただきましたが、事務事業の中には、今後の方向性として拡充を図る必要があるという意見等もいただいておりますので、今後の事業実施に反映していきたいと考えております。それでは、4つの基本方針ごとに御説明申し上げます。はじめに3ページから8ページまでの8事業が「学校教育」関係でございます。主な御意見といたしまして、3ページ「学校給食費補助事業」では、子育て世帯の経済的な負担を軽減するための子育て支援策と

して有効であるとの評価をいただきました。次のページ「学校給食運営事業」では、学校給食が本市の特徴である自校調理方式により提供されており、児童生徒の食育にも有用であるとの評価をいただきました。同じページ「支援員配置事業」では、引き続き支援員の更なる増員を進めるよう御意見をいただきました。次のページ「不登校解消事業」では、多様化する不登校の原因に対応するためにも、家庭、学校、教育委員会等が連携して対処するよう御意見をいただきました。次のページ「体力向上推進事業」では、民間施設を活用した水泳指導の実施を高く評価するとの御意見をいただきました。次ページ「学校トイレ改修事業」では、災害時の地域住民の利用も想定した快適なトイレ環境の整備に努めるよう御意見をいただきました。「学校施設整備事業」では、引き続き学校施設長寿命化計画に基づき計画的に修繕等を実施するよう御意見をいただきました。次のページ「学校教育情報化推進事業」では、ネットリテラシーにも配慮しつつ、より質の高い学習効果が得られるよう様々な可能性を探りながら進めるよう御意見をいただきました。9ページから12ページまでの6事業が「社会教育、文化の振興・文化財の保護」関係でございます。委員の主な意見といたしまして、9ページ「人権教育推進事業」では、人権教育に係る指導者等の育成を地域社会や学校とも連携して進めるよう御意見をいただきました。次のページ「地域人材を活用した学習支援事業」では、学力のびのび塾学習支援員の確保について、広報等を利用したPRや市内の大学等との連携を密にして対応するよう御意見をいただきました。「中央図書館整備事業」及び次のページ「図書館電算システム整備事業」では、老朽化に対応するための積極的な施設整備の実施や電算システム運用の一層の充実を図るよう御意見をいただきました。「文化財調査事業」では、文化財の調査に対する理解が深まるよう、市内外への広報に努めるよう御意見をいただきました。次のページ「坂戸のまつり開催事業」では、引き続き地域や行政が一体となって祭りを実施し、伝統文化の継承と更なる地域の発展や活性化につなげるように御意見をいただきました。次に13ページ「青少年の健全な育成」関係でございますが、今年度は、点検評価の対象事務事業にはなりませんでした。14ページから16ページまでの4事業が「スポーツ・レクリエーション」関係でございます。14ページ「スポーツフェスティバル実施事業」では、指定管理者のノウハウを生かしながら、関係各所と連携し運営の一層の充実を図るよう御意見をいただきました。次のページ「子ども文化・スポーツ団体健全育成補助事業」では、引き続き事業の周知を行い多くの団体の利用につなげ、更なる坂戸市のスポーツ振興を図るよう御意見をいただきました。「運動公園施設管理事業」では、運動公園を安全かつ快適に利用できるよう効率的な管理運営に努め

るよう御意見をいただきました。次のページ「市民総合運動公園管理事業」では、今後も計画的に改修を進め、施設・設備の充実を図るよう御意見をいただきました。また、17ページから21ページに記載の教育委員会会議、総合教育会議の開催状況等についても、外部評価委員さんに御確認いただきました。以上が点検評価報告書の概要でございます。なお、本点検評価報告書につきましては、教育委員会会議にお諮りした後、12月議会へ報告をさせていただきますので御承知おきくださいますようお願いいたします。

教育長 御質疑、御意見がありましたら、お願いします。

教育長 以上で質疑等を終結します。

教育長 議案第23号「令和6年度教育委員会に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり可決されました。

教育長 次に、議案第24号「坂戸市立小・中学校指定校変更及び区域外就学事務取扱要綱の一部を改正する告示の制定について」を議題とします。学校教育課長から提案理由の説明をお願いします。

学校教育課長 議案第24号、坂戸市立小・中学校指定校変更及び区域外就学事務取扱要綱の一部を改正する告示の制定について、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく標準化基準に適合する様式の規定の仕方の方針についてにより、標準化基準に適合する様式は告示で定めるとされたこと等に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。補足説明をさせていただきます。地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に伴い、坂戸市の全序的な方針として、標準化基準に適合する様式は、要綱から削り、告示で定めることとなったため、該当する様式を削る改正が必要となります。2ページお捲りいただきまして、新旧対照表を御覧ください。表の右側の旧の第5条の2行目にあります「坂戸市指定校変更許可通知書」、中段第8条の2行目にあります「坂戸市区域外就学許可通知書」、同条2項の2行目にあります「坂戸市区域外就学協議書」、同3行目にあります「坂戸市区域外就学協議回答書」の様式を要綱から削除し、告示で定めようというものでございます。また、この要綱改正に伴い、1ページお捲りいただいた表の右側、第13条の別表中、添付書類を「なし」としていたものを、表の左側、第14条の別表中、添付書類の欄を「教育委員会が必要と認める書類」と改正しようと考えております。これは、指定校変更及び区域外就学を申請する際の添付書類でございます。これまで一部の対象事由について保護者等から添付書類の

提出を求めておりましたが、相談内容が複雑化していく中で、許可の判断に当たり書類が必要となっている事由が増えているため、全ての対象事由について書類の添付を求める改正をしようとするものでございます。以上でございます。

教育長 御質疑、御意見がありましたら、お願ひします。

松井委員 教育委員会が必要と認める書類の提出を新たに求めるということですが、その理由が複雑化、多様化しているとのことです。これは判断に迷う事例が発生しているということですか。

学校教育課長 例えば別表の1児童生徒の心身の状況等に対する教育的配慮、特別支援学級入級の場合につきましては、これまで添付書類は求めていませんでしたが、特別支援学級の入級に対する経緯についても必要となってきたと考えています。また、その他教育的配慮が必要と認める場合につきましては、事例の中にトラブル等もありますことから、事情を明らかにする書類を提出いただいた方が判断しやすいということです。

松井委員 書式はあるのですか。

学校教育課長 書式はございません。例えば、別表4の地理的理由の学区外に生活圏又は自治組織がある場合、特例区域大字成願寺を例にしますと、5月に成願寺地区に新居ができたケースなども過去あります。その場合、契約書等、5月に家が建つことが分かる書類となっておりまして、書式は求めておりませんが、添付書類が契約書になる場合もあります。

教育長 今までケースバイケースで求めていたものを、教育委員会が必要と認める書類と明記したということでよろしいですか。

学校教育課長 はい。

教育長 以上で質疑等を終結します。

教育長 議案第24号「坂戸市立小・中学校指定校変更及び区域外就学事務取扱要綱の一部を改正する告示の制定について」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり可決されました。

教育長 次に、議案第25号「坂戸市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第26号「坂戸市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について」は関連がありますので一括して議題とします。学校教育課長から提案理由の説明をお願いします。

学校教育課長 議案第25号、坂戸市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正等に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。続いて、議案第26号、坂

戸市立小・中学校職員服務規定の一部を改正する規則の制定について、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正等に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。補足説明をさせていただきます。この規則改正は、令和7年4月1日に、県におきまして、職員の申告を考慮して勤務時間を割り振る制度、いわゆるフレックスタイム制の対象が全ての県職員に拡大される条例改正が行われ、これに伴い関係する県の条例や規則が一部改正され、学校職員もフレックスタイム制の対象となったことによる対応でございます。本市における規則改正は2点ございます。2ページお捲りいただき、新旧対照表を御覧ください。1点目は、表の右側第20条にある「週休日」を、表の左側にあるように「県条例の第4条及び第5条第1項の規定に基づく週休日、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」に改めるものでございます。2点目は、表の右側第20条第2項にある「県条例第6条」を、表左側にあるように「県条例第6条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、週休日の次に「又は週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」を加えるものでございます。これら2点の改正は、フレックスタイム制の導入により、例として平日4日間で通常の勤務時間よりも多く勤務し、1日分の時間勤務することで、平日1日を勤務しないようにすることができるようになることから、これまでの週休日のほかに「1日勤務を要しない日」を追加する改正でございます。

次に、議案第26号ですが、2ページお捲りいただき、新旧対照表を御覧ください。表の左側中段にある第10条第4項1号にあるように、週休日の次に、「週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」を加えるものでございます。これまで、学校職員が連続する8日以上の期間の病気休暇を取得する際には、診断書等を提出する必要がございましたが、この期間内から、週休日等の勤務を要しない日を除いた日数が3日以下である場合は、診断書の提出の必要はございませんでした。フレックスタイム制の導入に伴い、「週休日のほかに1日勤務を要しない日」を割り振れることとなったため、病気休暇の期間内から除く日として、この「週休日のほかに1日勤務を要しない日」を追加する改正が必要となりました。以上でございます。

教育長 御質疑、御意見がありましたら、お願ひします。

松井委員 フレックスタイム制の具体的な事例を教えてください。

学校教育課長 県の資料でフレックスタイム制を使う期間として想定している期間ですが、長期休業期間、定期テストのときの日程とされています。まだ事例がありませんので、職員から申請がありましたらその都度、学校と相

談した上で対応していきたいと考えております。

教育長職務代理者 フレックスタイム制については、授業に支障がない範囲でということだと思いますが、それは校長が判断するのですか。

学校教育課長 フレックスタイム制を許可する要件ですが、まず、職員が申告をします。その申告を考慮して、校長が校務の正常な運営を妨げないと認める場合には、申告のとおり勤務時間を割り振ることができるとされています。この校務の正常な運営を妨げない場合とは、1つ目が、授業及び学校行事に支障がないこと、2つ目が、教科、学年及び校務分掌に関わる業務に支障がないこと、3つ目、部活動及び生徒指導に関わる業務に支障がないこと、4つ目、窓口及び電話対応に関わる業務に支障がないこと、5つ目、そのほか校務の運営に支障がないこととされておりまして、このフレックスタイム制を取ることで、授業が自習になったり、部活動がほかの職員で対応できなくなったりしてしまうときは、校務の正常な運営を妨げると判断することになります。

教育長 色々な部署でフレックスタイム制を行ってきてるので、学校でどのようなことができるのかは、申請を基に検討していくという解釈でよろしいですか。

学校教育課長 はい。

教育長職務代理者 これは働き方改革の一環ですか。

学校教育課長 そういうことでもあります。

松井委員 長期休業期間中に積極的に利用するようになることになるのですか。

学校教育課長 12月に規則を施行しましたら、学校では12月の職員会議で周知することにしています。フレックスタイム制については、県から校長等から職員に積極的に進めるものではないとの話もいただいています。

教育長 以上で質疑等を終結します。議案第25号「坂戸市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第26号「坂戸市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり可決されました。

教育長 以上で議事を終わります。

【日程第5 その他】

教育長 御意見等ございましたらお願いします。

(なし)

教育長 ないようですので、以上をもちまして、令和7年度第7回坂戸市教育委員会会議を閉会します。

＜令和7年度第7回坂戸市教育委員会会議閉会＞